

武蔵野市教育委員会教育目標

1 武蔵野市民のための教育を進めるにあたって

武蔵野市の教育は、人間尊重の精神に基づき、普遍的で個性豊かな文化の創造と豊かな地域社会の実現を目指し、人間性豊かに生きる市民の育成、社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成及び我が国の歴史や文化を尊重し、国際社会に生きる日本人の育成を願って進めます。

武蔵野市においては、経済・社会のグローバル化、情報通信技術の発達、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、意欲をもって取り組む人間を育成する教育を重視します。

武蔵野市教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、積極的に市民のための教育行政の推進に努めます。

2 武蔵野市教育委員会の教育目標

武蔵野市教育委員会は、子どもたちが、自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となることを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間

の育成に向けた教育を重視します。

また、誰もが、いつでも主体的に学習やスポーツに親しみ、深めることができるよう社会教育を充実させ、学校教育と合わせ、生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

(令和2年2月5日 武蔵野市教育委員会決定)

令和4年度武蔵野市教育委員会の基本方針

武蔵野市教育委員会は、教育目標を達成するために、以下の基本方針及び指導や事業の重点に基づき、学校教育と社会教育の連携を図り、地域の特色を生かした教育を推進するとともに、総合的に教育施策の充実を図ります。

なお、事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症による影響等、当初想定していなかった事象が生じても、子どもの最善の利益を第一に考え適切に対応します。

【基本方針1】個性の伸長と市民性を高める教育の推進

一人一人の子どもが、自分のよさや可能性を認識できるよう、日常的に肯定的な言葉かけを行ったり、力を発揮できる場を設定したりするなど、すべての学校職員が個性の伸長を意識して子どもたちと接します。そして、子どもたちが自らの力の向上に向けて努力し、力を最大限に発揮できるように、自信や意欲を高める教育を推進します。

また、自分と同じように他者を大切にしよう人権教育を充実させるとともに、他者と協働してよりよい生活や社会を築いていくために必要な市民性の育成に努めます。

○人権教育や多様性を認め合う教育の推進

多様な背景をもつ子どもたちが共に学ぶ学校において、互いに違いを認め尊重し合い、自他を敬愛する態度の育成を図り、あらゆる偏見や差別をなくすよう、全教育活動を通じて人権教育を推進します。そのために、子どもの権利条約の理念に基づき、守られる権利を子ども自身が理解するとともに、多様な人々と関わる学習活動や体験活動を一層推進します。また、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーとして、国際理解や障害者理解、ボランティアマインドの育成に努めます。

特に、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別等の防止に向けて、子どもたちへ新型コロナウイルス感染症の正しい理解と適切な対応が取れる指導を行います。保護者や地域に向けた啓発も学校と連携して取り組みます。

さらに、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実を図ります。子どもたち一人一人が自信をもち、自分自身を肯定的に受け止められることと併せて、いのちを大切にす心や思いやりの心等の豊かな人間性の育成を目指します。

これらの取組により、子どもの自己肯定感や自尊感情が育まれているのかを検証するために、自尊感情測定尺度（東京都版）¹を用いた調査を行います。

○いじめ防止の推進

「武蔵野市いじめ防止基本方針」を踏まえて、家庭、地域、関係機関との行動連携を図りながら、各学校のいじめ対策委員会を中心に組織的に、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応を行います。特に、定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等による面談を実施するなどして子どもたちの様子の把握に努めます。また、「SOSの出し方に関する教育」の実施等、身近な人に助けを求めることの大切さの指導及び、校内の指導体制や教育相談体制の充実を図ります。

○武蔵野市民科の実施

子ども自身の人生や社会を豊かにするために必要な「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力を育む「武蔵野市民科」の学習を実施します。各学校が作成した教科等横断的な武蔵野市民科カリキュラムを実施し、武蔵野市民科の取り組みを積極的に発信します。引き続き、研究校を指定するとともに、武蔵野市民科カリキュラム推進委員会を中心に、各学校の取組内容等を共有し、カリキュラムの改善・充実を図ります。また、全校において、武蔵野市民科カリキュラムの学習活動を根付かせるため、蓄積した実践をとおして教員向けの手引きを改訂します。

○長期宿泊体験活動の効果的な実施

長期宿泊体験活動（セカンドスクール・プレセカンドスクール）は、子どもたちの豊かな情操や感性を育むとともに、主体的に問題を解決する意欲や態度を培うために実施している本市の特色ある教育活動であり、さらなる充実を図ります。

そのため、長期宿泊体験活動検討委員会で整理した資質・能力を目指し、発達段階に応じた活動内容を各校工夫し、系統性ある活動を実施します。

¹ 自尊感情測定尺度（東京都版）

東京都教職員研修センターと慶應義塾大学が共同開発した、学校教育に求められる自尊感情の傾向を分析し、発達段階に応じて適切に把握できる自己評価シートによる調査、分析方法。

【基本方針2】 あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成

学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、知識及び技能の確実な習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力や人間性等の涵養を図ります。

また、すべての学びの基盤となる言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等の資質・能力を育むよう、理数教育をはじめとして各教科等の学習を確実に進めるとともに、教科等横断的な視点から教育課程を編成・実施・評価・改善するカリキュラム・マネジメントに各学校が主体的に取り組み、教育の質的向上を図るよう支援します。

○言語活動の充実

すべての学びの基盤となる言語の重要性を踏まえ、国語科をはじめとして教育活動全体に、記録や要約、発表や討論などの活動を計画的に位置付け、「主体的・対話的で深い学び」に結び付く言語活動を推進します。そのために、各教科等において、基礎的・基本的な知識及び技能の確かな習得を図ります。探究的な活動や協働的な活動を位置付けた学習を充実させ、思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成に努めます。また、子どもたち一人一人についての理解を深め、取組状況等を認め励ますことにより、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を育みます。

加えて、校内の言語環境の整備に努め、子どもたちの表現力を高める活動を奨励し、豊かな言語感覚の育成を図ります。

○英語教育の充実

言語の働きや文化の理解、英語を使って自分の思いや考えを伝える力、自信をもってコミュニケーションを図ろうとする態度等を育成するため、研究の成果や小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導等を通して、ALT（外国語指導助手）と学級担任（または教科担任）によるティーム・ティーチングのあり方や地域の方と連携した授業展開を工夫するなど、授業改善を進めます。また、中学校の英語科とのスムーズな接続を図り、英語力のさらなる向上を目指します。

○学校図書館を有効活用した教育の推進

子どもたちの知的好奇心や思考力、表現力を高め、感性・情緒を豊かなものにするため、子どもたちが読書に親しむ機会を広げて読書の楽しさや喜びを味わったり、進んで調べ学習をしたりするなど、学校図書館の学習センタ

一、情報センターとしての機能を強化します。令和3年度のモデル校の成果を検証し、学校図書館サポーターの在り方を検討します。新聞の配備や様々な種類の図書に触れられるよう新書の導入や蔵書割合の見直し、授業における学校図書館の活用に関する検討等に取り組みます。

また、朝読書や読書週間など各学校の創意工夫を奨励したり、読書の動機付け指導などの取組を推進したりして、読書習慣の確立や読書環境の整備に努めます。併せて、市立図書館と学校の連携強化に一層努めます。

○ICTを適切かつ効果的に活用した授業の実施・促進

「武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方」に基づき、一人1台の学習者用コンピュータを適切かつ効果的に使用して、子どもたちがICTを授業で活用し、他者と協働して自己の考えを発信したり、深めたりするような学習活動を充実させます。そのために、授業における指導方法、自宅での活用方法を含め、ICTをツールとして活用し、子どもたちにどのような資質・能力をどのように育てていくか、検討委員会による研究を継続します。また、引き続き、ICTサポーターや端末導入支援員による授業支援を進めます。

○デジタル・シティズンシップ教育の推進

「ICTを使うことが当たり前の社会に求められる『態度やスキル』を身に付ける」ことを「デジタル・シティズンシップ教育」と定め、児童生徒が自律的・創造的に学習者用コンピュータを利活用できるよう、家庭や地域と連携を図りながら、各教科等の指導の中で、子どもの発達段階に応じ、意図的・計画的にICTを適切・安全に使う資質・能力を身に付けさせます。

○論理的思考・プログラミング的思考の育成

観察・実験など理科の授業の充実を図り、子どもたちの理科的な見方・考え方を育てます。また、子どもたちの実態に応じた効果的な習熟度別指導を実施し、子どもたち一人一人の数学的な見方・考え方の育成を図ります。さらに、生涯学習事業との連携を図り、理科や算数・数学など科学に対する興味・関心を高める活動を推進します。

また、プログラミング的思考を育むため、各小学校が、研究校の成果を生かし、年間指導計画の作成及び計画的かつ効果的な学習活動を行います。

【基本方針3】 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

インクルーシブ教育システム²の理念を踏まえて、一人一人の教育的ニーズに応じた特別な指導を行う連続性のある多様な学びの場を用意します。併せて、交流及び共同学習を推進します。また、教育機会確保法を踏まえて、安心して通うことができる学校づくりを進めるとともに、多様な学びの場の確保を進めます。子ども自身や保護者の状態に対応した切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

○特別支援教育の充実

子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援、合理的配慮を行います。また、就学相談や就学支援シートなどにより、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を推進します。特別支援教育の推進体制の充実を図るため、特別支援教育推進委員会を開催し、必要な調査研究や協議を行います。

○連続性のある多様な学び場における特別支援教育の推進

インクルーシブ教育システムの理念に基づき、連続性のある多様な学びの場を用意し、個々の教育的ニーズに応じた自立活動の内容を踏まえた特別な指導を行います。併せて、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の機会を増やすため、交流共同学習支援員を配置します。さらに、ホームページなどで特別支援教育や就学相談に関する情報発信を充実することにより、児童生徒、保護者、教職員、地域住民の理解促進を図ります。

特別支援学級については、都立特別支援学校や関係機関との連携や ICT 機器の活用などにより、指導支援体制づくりを進めます。

市立全小中学校に設置した特別支援教室においては、拠点校と児童生徒の在籍校が連携して、対象児童生徒の状態に応じた指導を行います。

² インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約の第 24 条に書かれている理念で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとされている。

○不登校児童生徒への支援の充実

家庭と子どもの支援員の配置拡充や全中学校区におけるスクールソーシャルワーカーの配置を通じて、各校の校内体制の強化を支援します。また、不登校児童生徒の教育的ニーズに柔軟に対応するため、チャレンジルームとむさしのクレスコーレの支援環境の充実を図ります。

学校とフリースクールとの連携を進めるとともに、教職員や保護者の不登校に関する理解促進も進めます。

○切れ目のない相談支援体制づくり

発達、いじめ、虐待など、子どもや家庭に関する多様な課題に対応するため、学校、市派遣相談員、都スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携して、組織的な教育相談体制の充実を図ります。

また、学校、帰国・外国人教育相談室、関係支援機関が連携し、日本語を母語としない児童生徒と保護者への相談支援を進めます。

【基本方針4】健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進

新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれます。学校における感染症対策を行うとともに、子どもたちが感染症を正しく理解し、適切に対応できるよう指導します。また、子どもたちが、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるとともに、自らの生活や身近な環境を振り返り、健康や安全に関する課題を発見し、進んで解決しようとする力や態度を育成するよう、指導の充実を図ります。また、安全を確保するための体制や環境の整備に努めます。

○新型コロナウイルス感染症への対応

児童生徒の教育を受ける権利を保障するため、学校における新型コロナウイルスの感染リスクを可能な限り低減しながら、学校運営を行います。各校においては、児童生徒の健康把握や手洗いの徹底、外部人材による校内消毒などの感染症対策を進めます。

○安全教育・安全管理の充実

子どもたち自身が、危険を予測し回避する能力や他者を守る能力などを身に付けるために、防犯教育（セーフティ教室等）、交通安全教育（交通安全教室等）、防災教育（地域と連携した防災訓練等）の充実を図ります。また、「むさしの学校緊急メール」を活用し、緊急時の連絡体制を強化します。さ

らに、防犯カメラ等により通学路の安全性の向上を図るとともに、保護者・地域・関係機関と連携し、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る体制の充実を図ります。

○体力向上・健康づくりの取組の充実

子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を送るために、体力向上や家庭と連携・協力した生活習慣の向上などの健康づくりの取組を充実させます。運動能力の向上を図るため、モデル校の取組を生かし、子どもたちの運動意欲を高める体育の授業改善を推進します。さらに、外遊びや各学校の特色を生かした取組などを奨励し、日常的な運動習慣の形成に努めます。加えて、様々な大会への参加を促し、運動意欲の向上を図ります。

○食育の推進

子どもたちが、食について正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう食育を推進します。また、(一財)武蔵野市給食・食育振興財団と連携し、地域人材の協力も得ながら、学校給食を通じた食育を充実させます。学校給食桜堤調理場においては、地域食育ステーションを活用し、給食試食や調理体験など食育の取組を進めます。

【基本方針5】 学校経営の改善・充実

学校における働き方改革を推進するとともに、学習指導要領が示す「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校経営計画に基づく教職員の協働体制を確立します。子どもたちの姿や地域の現状等を一層踏まえた教育課程づくりを進めることにより、保護者・市民から信頼される質の高い教育を推進するよう支援します。また、学校が教育情報を家庭や地域に積極的に発信し、双方向の意見交流を深めるなど、学校・家庭・地域が各々主体性を発揮し、連携・協働するための仕組みづくりに取り組めます。

○主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上

「主体的・対話的で深い学び」の実現や指導と評価の一体化を目指し、校内研究や互いに授業を見合う機会の設定など学校におけるOJTを積極的に推進します。また、若手教員や臨時的任用教員の実践的指導力の向上を図るため、教育アドバイザー等による支援を一層充実します。さらに、都や市主催の研修や武蔵野市立小中学校教育研究会の研究の他に、教員が主体的に専門性を深めるため、東京都教育委員会認定団体や民間研究団体の研修会に参

加するための支援を行います。

引き続き、教育推進室による教育情報の分析・提供の充実に努め、学校運営の担い手である教員の指導力や新たな課題への対応力の向上を図ります。

○学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進

学校の教育目標を地域・家庭と共有し、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校・家庭・地域の三者が連携・協働し、主体的に課題に対応していく学校運営のあり方と共に、地域コーディネーターを中核とした学校・家庭・地域の組織的な協働のあり方を検討するために、「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会」で検討を進めます。

○学校における働き方改革の推進

改定した「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト 2.0～」に基づき、出退勤システムによる働き方の見直しに向けた教員の意識改革を進めます。定時退勤日や長期休業中の学校閉庁日の実施と併せて ICT を活用した校務の軽減について検討します。

また、授業や生活指導の質の向上を図るために、市講師を配置して教員の業務量を軽減するとともに、スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実や地域コーディネーターによる地域人材の紹介・調整機能の拡充等に努めます。

さらに、引き続き、大会等への引率も可能な部活動指導員を全中学校に配置するとともに、持続可能な部活動の在り方を検討します。

【基本方針6】 学校施設の確実な整備

子どもたちが安全で不安のない学校生活を過ごすことができるように、学校施設の整備、充実に努めます。

○児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の整備

武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、第一中学校及び第五中学校の改築については、令和3年度に策定した基本設計に基づき実施設計を進めます。第五小学校及び井之頭小学校については、改築懇談会、アンケート、ワークショップ、説明会等を通じ幅広く多様な意見を聞きながら、改築基本計画を策定します。

また、改築するまでの施設についても、自然災害リスク等に備えて計画的な予防保全を継続するとともに、点検・修繕体制を強化することにより、良好な施設環境を確保します。

さらに、児童・生徒数の増加や小学校 35 人学級の導入等にも適切に対応します。

【基本方針7】生涯学習・スポーツ事業の充実

年齢や障害の有無等にかかわらず市民一人ひとりが自主的に学び、学んだことを他者に伝える（学びおくり）機会を充実することにより、生涯学習を通したまちづくりを推進します。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック国際大会等のレガシーを生かし、市民のスポーツ活動や多様な文化活動の振興に取り組みます。

○学び始める機会の提供

高齢者、障害者、生活困窮者、外国人といった人々は学ぶにあたり配慮が必要な場合があるため、「ラーニング・フォー・オール」（学びを全ての人々に）を掲げ、共生社会の実現を念頭に、市の公式 LINE を活用し、積極的な情報提供を推進します。

土曜学校やむさしのサイエンスフェスタ、武蔵野地域自由大学等で、多様な市民ニーズや社会の要請を考慮し、新しい時代のテーマを積極的に取り上げ、学びの機会を提供します。

○学びを広げ、他者につながる活動の支援

武蔵野地域五大学と連携し、学内での対面方式や WEB 活用により、大学生と一緒に学ぶ寄付講座や大学正規科目のほか、市民ニーズを勘案して毎年、内容をアレンジする共同講演会、共同教養講座、自由大学講座等を引き続き実施します。

また、「生涯学習事業費補助金」及び「子ども・文化・スポーツ体験活動団体事業費補助金」について、事業実施後に交付団体による報告会等を実施し、団体相互が情報交換をして協力・連携できる仕組みを検討します。

○「学びをおくる」生涯学習社会の推進

将来の地域の担い手を育成するため、土曜学校等の青少年向けの既存事業における受講生等について、学びの成果を地域に生かせるような仕組みを検討します。

土曜学校の「サイエンスクラブ」については、参加児童が学びの成果を「むさしのサイエンスフェスタ」で生かせるよう、理科の研究・実験等を楽しみながら体験できるプログラムを実施します。

○市民の芸術・文化活動の支援

市民のだれもが芸術文化を享受し、人間性豊かな市民文化が創造・発展するように、第二期生涯学習計画や武蔵野市文化振興基本方針に基づき、芸術表現や鑑賞の機会の提供、創作活動の場の拡充に努めます。その一環として、武蔵野市民芸術文化協会等の芸術文化団体の活動支援を通して、市民の芸術文化活動を推進します。

また、合併後の（公財）武蔵野文化生涯学習事業団の持つ資源を有機的に結び付けた効果的な事業展開によるさらなる文化の発展を図るための取組を支援します。

○誰もがスポーツを楽しめる機会の創出

障害のある人や、子育て世代の人、勤労世代の人であっても、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむ機会の充実と、一人ひとりの興味・体力・ライフスタイル等に応じた多様な施策の展開を図ります。

市民や、学校教育との連携により、子どもたちにスポーツの持つ魅力を伝え、スポーツを通じた体力・運動能力の向上と、障害者や障害者スポーツへの理解促進を目指します。

○スポーツを支える担い手づくりと活動支援

スポーツの意義や楽しさを伝えつつ、スポーツを通じた人間的成長や人格・人権・多様性に配慮できる指導者を養成するため、武蔵野市体育協会や武蔵野市スポーツ推進委員協議会等と連携し、講習会や学びの場を提供します。また地域でのスポーツに関する指導や大会運営など、様々な活動の場へのマッチングを行いスポーツボランティアとしての活動の定着を図ります。

○スポーツに親しむ環境づくり

市立体育施設の整備・改善を進め、利用者の利便性向上とさらなる利用促進、有効活用を図るため、総合体育館の大規模改修工事に向けた基本計画案の策定及び外壁改修工事を引き続き行います。また、市営プールについては、第二期スポーツ推進計画で示された方向性に即して、第六期長期計画・調整計画の策定の中で議論を深めます。

さらに、旧桜堤小学校跡地を利用したスポーツ広場の設置については、隣接する公共施設の整備状況を勘案しながら検討します。

○武蔵野市の特性を生かしたスポーツ文化の醸成

合併後の（公財）武蔵野文化生涯学習事業団の持つ資源を有機的に結び付け、分野横断的なスポーツの楽しみ方を創出します。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック国際大会等のレガシーを生かし、スポーツに親しむ機運の醸成や、障害の有無にかかわらず全ての市民がスポーツを楽しむことができる機会を創出、充実します。また、スポーツが、健康づくりはもとより、仲間づくりにつながるよう、継続のための取組を推進します。

○安心して利用できる生涯学習・スポーツの場の提供

利用者の安全確保を最優先とし、可能な限り生涯学習・スポーツ活動が継続できるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえながら、必要な対策を講じます。

【基本方針8】 歴史文化の継承と創造

市民が武蔵野の歴史や文化に触れ、理解を深めるため、武蔵野ふるさと歴史館等における企画展等に加え、小学生から社会人まで切れ目ない博学連携事業やボランティア育成講座等の様々な事業を行うことにより、歴史文化の継承と創造を図ります。また、歴史公文書については、公文書専門員の専門的知識を生かした選別、移管、保存に取り組み、展示等を通して歴史公文書の利活用を行います。文化財については、市指定文化財の指定などにより、保護・普及に努めます。

○文化財の保護・普及

本市では、先人たちの築いてきた歴史や文化を大切にし、地域の自然と歴史の中で培われてきた貴重な文化遺産を保護し、その普及に努めてきました。市天然記念物の保存を補助し、市指定文化財を指定するだけでなく、企画展やワークショップ等を通じて、その周知と利活用を図ります。

また、悉皆調査によって収集された民俗資料の調査・研究・価値づけを行います。

○歴史公文書の保存と公開

歴史公文書は、過去を未来へと繋ぐことができる市民の貴重な財産であり、その選別・収集・保存に留まらず、展示等によって利活用を図ります。利活用としては令和2年度に作成した中島飛行機関連の資料の検索シートを利用した展示を行います。

また、百年史編纂室が収集した行政資料（複写物）は令和3年度に作成した目録に基づいて選別・収納を行います。

○武蔵野ふるさと歴史館の充実

新型コロナウイルス感染症が完全に収束することが困難な状況の中、実物を見て時には触れて体験するという博物館の原点と、SNSを使った事業を組み合わせた新たな博物館像を構築します。

中島飛行機関連事業として、米国国立公文書館で収集した英文資料に基づき、専門的研究・分析等を行うとともに、新たな資料の収集に努めます。

また、博学連携事業については、市内小中学校にとどまらず、様々な機関との連携を図っていきます。高校生ボランティア制度、大学生のための学芸員実習、大学院生等のためのフェローシップ（特別研修員）制度、主に成人教育となる歴史館大学等により、生涯を通じて歴史館で学ぶ仕組み作りを継続します。

事業内容のより詳細な情報発信のためフェイスブックを、子ども対象事業の周知と拡散のためツイッターを、画像による身近な情報提供のためインスタグラムの活用をさらに進めます。

併せて、専門的な知識を持ったボランティアや、他施設との連携を図ります。

【基本方針9】 図書館の力を高め地域に活かす

読書ならではの楽しさや喜びを提供し、武蔵野市民が知りたいこと・考えたいこと・解決したいことを「知」の側面から支えていくために、図書館の力を高め、市民と地域の生き生きとした活動に貢献します。

○図書館施設・機能の充実

超高齢化社会や障害者差別解消法対応などを意識し、すべての利用者が使いやすく安全な施設提供を目指します。また、老朽化した施設設備の更新工事、法改正により必要となった安全性向上のための改修工事を実施します。

○質の高いサービスを支える体制整備

「読む楽しさ」「知る楽しみ」の動機づけ、デジタルな表現手段の活用、地域が抱える課題を発掘しその解決支援に取り組むなど、従来の図書館業務の枠を越えた新たな専門性を持つ職員を武蔵野市立図書館人材育成計画に基づき育成します。

令和2年度には、図書館が担う公的な役割の重要性を鑑み、中央図書館は

引き続き市直営とする基本方針を示しました。これにより市立図書館の運営体制が定まったことを受け、3館の連携強化を図ります。また、図書館運営には市の直接的な関与とともに市民参加がより重要となることから、そのための体制強化を図ります。

○地域の情報拠点としての情報の蓄積

インターネット時代も変わらない図書資料の持つ価値を市民に提供するため、引き続き多様性や持続性を重視した資料収集を行います。

地域の情報拠点として図書館資料の充実を図るため、令和2年度に実施した蔵書構成の評価に基づき、3館の個性に沿った資料収集の強化、新刊ベストセラーの複本購入の抑制などを進めます。また、オンラインデータベースなど、利用者の多様な学びや課題解決に資することが期待できるデジタル情報の活用を進めます。

○図書館の活用と情報収集の支援

インターネットが急激に普及していく中でも変わらない読書の感動や発見の喜びを伝えるため、世代にあわせた情報提供や事業を行います。

生涯学習や市民団体の活動が活発な本市の特徴を活かし、これらの活動を支援する様々な情報提供に取り組み、市民の学びなおしや市民活動の充実を支援します。

利用者が図書館を活用し、情報収集を行えるために、利用者の安全確保を最優先としつつ、可能な限り図書館サービスを継続できるよう、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、必要な対策を講じます。

○市民の学びと課題解決の支援

知る楽しみをより多くの方に知っていただけるよう、体験型事業の実施などレファレンスサービスの普及に努めます。

また、図書館資料を活用して地域の課題解決に携わっている行政の他部署や地域の団体などと協力・連携し、市民の課題解決を支援します。

○子どもたちの読書活動の充実

子どもたちが読書を通じて、豊かな心を培い、自ら学ぶ力を身に付けることで、生きる力を育ていけるよう、第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画に基づき、学校や関係各機関と連携して本市における子どもの読書活動を総合的に推進します。